

旭川商工会議所生命共済制度福利給付金支給規定

(目的)

第1条 この規定は、会員である生命共済制度加入者に対し、別表に定める給付を行い、会員事業所の福利増進をより一層図る事を目的とする。

(定義)

第2条

2. この規定で「生命共済制度」とは、旭川商工会議所が業務を委託する生命保険会社との間に締結した、災害保障特約月団体定期保険契約を基幹としたもののことをいう。
3. この規定で「加入者」とは、前項の生命共済制度の加入者の事をいう。
4. この規定で「加入事業所」とは、第1項の加入者が所属する事業所の事をいう。

(給付対象者)

第3条 この規定の給付対象者は、会員である加入事業所の加入者とする。

(責任開始日及び保険期間)

第4条

2. この規定の責任開始日は、生命共済制度の責任開始日と同日とする。
3. この規定の保険期間は、1年間(毎年9月1日より翌年8月31日迄)とする。

(見舞金)

第5条 第3条の給付対象者が責任開始日以後に、病気により国内の医療機関に入院し、その入院実日数が20日以上となり、また、同一の疾病により入院を繰り返し、その入院実日数が合計して20日以上となったとき、退院後の請求により支給する。

(結婚祝金)

第6条

2. 3条の給付対象者が結婚されるとき。
3. 前項の女子において、結婚を理由として加入事業所を退職し、2ヵ月以内に結婚されるとき。

(出産祝金)

第7条 加入者並びに加入者の配偶者の出産をいう。但し、妊娠7ヵ月以上の胎児が死亡して出産した場合及び生後14日以内に死亡した場合は対象にならない(この場合は子の死亡と認定)。

(還暦祝金)

第8条 還暦とは満60歳の誕生日を迎えたとき。

(支給額)

第9条 第5条、第6条、第7条及び第8条の支給は、年1回を限度とし別表に定める額とする。

(請求手続き及び請求の限度日)

第10条

2. 第5条、第6条、第7条及び第8条に規定する給付金支払い事由に該当した場合は、加入事業所が旭川商工会議所所定用紙により、請求を行う。尚、加入事業所が次項(2項)の請求期限内に請求しない場合は、これを支給しない。
3. 見舞金、結婚祝金、出産祝金、還暦祝金の請求期限は、支払い事由が生じたときから3年以内とする。

(査定権及び添付書類)

第11条

2. この規定の運用にあたっては、旭川商工会議所が査定権をもつものとする。
3. 給付金の添付書類は、別表に定める書類とするが、旭川商工会議所が特に必要と認めた場合、証明書または、その他必要な書類を添付しなければならない。

(その他)

第12条 その他この規定にさだめられていない事項については、当事者が協議し決定する。